

日時・場所	令和7年10月14日（火）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、北脇教育長、辻議会事務局長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、川尻総務部長、西村市民部長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、布施都市建設部長、中塚環境経済部長、田中教育部長、事務局

1. 開会

<市長指示事項等>

- ・先週は9月27日から開催されていた「わた SHIGA 輝く国スポ」が無事終了した。全国から多くの選手や関係者、そして地元住民の方々も加わり、大変な盛り上がりだった。10日間大きな混乱もなく一安心するとともに、競技結果においては、卓球成年女子の部では準優勝、バスケットボール成年女子の部では3位、ラグビーフットボール成年男子の部では準優勝ということで、市内でもスポーツが非常に盛り上がった1週間であった。大会の開催に当たり、市民部の国スポ・障スポ大会推進室の職員には日々ご尽力いただくとともに、協力いただいたボランティアスタッフや職員に深く感謝する。各部の会議等でお礼を伝えてほしい。また、国スポの成果や実績を市政に活かしていきたい。

2. 議題

【審議事項】

①野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について

市街化調整区域に所在する土地及び家屋に対して課する都市計画税の課税対象となる区域について、新たに乙窪里ノ内地区の地区計画区域を追加することから、当該条例に関して所要の改正を行う。

<共有>

- ・本条例は市街化調整区域の段階で都市計画税を課税するために定められるものである。
- ・本来、地区計画は市街化区域に策定されるもので、市街化区域には都市計画税が課税される。今回は、市街化調整区域のまま地区計画を策定する手法であり、条例で都市計画税を課税することを定めるもの。
- ・当該地区計画については、現在開発協議中である。

②野洲市子育て支援会議条例の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日公布）の施行に伴い、市が認可を行った小規模保育事業所等において児童虐待が発生した場合に、その措置等について市は児童福祉審議会等に報告を行うこととされたことから、既存の野洲市子育て支援会議を児童福祉法第8条第3項の規定に基づく児童福祉審議会に位置付けるとともに、当該条例に関して所要の改正を行う。

<共有>

- ・野洲市附属機関設置条例には、2種類の附属機関が掲げられており、第2条の法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、市の執行機関に附属機関を置く別表第1のものと、第7条の市が執行機関に置く附属機関のうち法令等の定めにより置く別表第2のものがある。

- ・条例における会議の位置付けについては法規審査会で審議する。

③野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

児童福祉法の改正により、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）を開始することから、当該事業に係る設備及び運営等の基準を定めた条例を新たに制定する。

<共有>

- ・実施方法について、一般型と余裕活用型の2つ記載しているが、本市は一般型のみ想定しており、利用する子どもだけを集めて保育等を行う予定である。
- ・本事業の実施以前に、本市としては待機児童の解消を先行すべきと思っており、県から国に制度の課題について要望書を挙げていただいている。
- ・本事業に対し、本市議会として9月定例会最終日に制度改革を求める意見書を可決している。
- ・利用方法については、事前登録や面談を通じて申請する仕組みである。
- ・子育て支援センターの活用も含めて検討したが、公立保育園で受け入れざるを得ないと考えている。
- ・第2条の定義において、「認定こども園」が無いことについては、確認して回答する。

<意見>

- ・本事業は、今般の保育人材確保の困難性に配慮の無い国の施策であることから、市としてメッセージを出すべきではないか。

④野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

今後の新病院整備工事の進捗を図り、「市立野洲病院」から「市立野洲地域医療センター」へ名称変更することから、当該条例に関して所要の改正を行う。

<共有>

- ・地域医療というテーマを大切にしたいというメッセージを込めている。
- ・名称の文字数により設計が変わることから、工期の途中ではあるが現段階で条例で定めるもの。

⑤野洲市附属機関の一部を改正する条例について

市立野洲病院については令和9年3月の新病院開院とともに新名称へ変更を予定している。これに伴い、現在病院事業管理者の附属機関として位置付けている「野洲市民病院整備事業等審議会」の名称等について、当該条例に関して所要の改正を行う。

<共有>

- ・委員の構成に係る「(5)市民」という表記について、他の附属機関では「公募による市民」という表記が多い。「市民」とだけ書くと、どうやって選ばれた市民かわからない。
- ・「(5)市民」という表記については法規審査会にて審議する。
- ・「(3) 病院事業に係る機関を代表する者」は周辺の病院長などを想定し、「(4) 福祉、保健及び介護に係る機関を代表する者」については、本市のケアマネ協議会の代表等の想定である。
- ・「学識経験」は学位が伴うイメージであることから、「識見」という言葉に改める。

【報告事項】

①野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、当該条例に関して所要の改正を行う。

→特に意見・議論等はなかった。

②「乙窪里ノ内」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について

建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、良好な住環境を確保するため、条例を新たに制定する。

<共有>

・自治会への加入等については所管課で協議されている。

3. 次回部長会議の予定

10月20日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会